

姫路市地域ケア推進協議会（令和3年度第1回）
議 事 次 第

日 時	令和3年9月1日（水）
	14時00分～16時00分
場 所	姫路市総合福祉会館第1会議室 （姫路市安田三丁目1番地）

1 報告事項

(1) 地域包括支援センターに関すること

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 地域包括支援センターの設置等及びその担当区域について | 【報告資料1-1】 |
| ② 地域包括支援センターの職員の確保について | 【報告資料1-2】 |
| ③ 地域包括支援センターの運営状況の評価について | 【報告資料1-3】 |
| ④ 指定介護予防支援のプランについて | 【報告資料1-4】 |
| ⑤ 地域包括支援センターの公正・中立性の確保について | 【報告資料1-5】 |
| ⑥ 地域包括支援センターの業務実績について | 【報告資料1-6】 |

(2) 地域密着型サービスに関すること

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 地域密着型サービス事業所の整備状況について | 【報告資料2】 |
|-------------------------|---------|

2 協議事項

(1) 地域包括支援センター職員が要介護認定調査を受託することについて

【協議資料1】

1 地域包括支援センターの設置等及びその担当区域について

(1) 地域包括支援センターの体制について

【表 1】地域包括支援センターの一覧（令和 3 年 8 月末現在）

圏域	担当小学校区	センター名 ※正式には全て「姫路市」を冠する。	運営主体
中部 第一	白鷺・船場・城西	白鷺・琴陵地域包括支援センター	(医) 五葉会
	城東・東・城乾・野里	城乾・東光地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
中部 第二	荒川・手柄・城陽	山陽地域包括支援センター	(株) アースサポート
	高岡・高岡西	高岡地域包括支援センター	(医) 恵風会
	安室東・安室	安室地域包括支援センター	(福) ささゆり会
東部	花田・谷外・谷内	花田・城山地域包括支援センター	(福) 本覚寺苑
	四郷・別所・御国野	四郷・東地域包括支援センター	(福) 清章福祉会
西部	曾左・峰相・林田・伊勢	書写・林田地域包括支援センター	(福) 姫路社会福祉事業協会
	白鳥・青山・太市	大白書地域包括支援センター	(福) しらさぎ福祉会
灘	白浜・八木・糸引	灘地域包括支援センター	(株) セイフティサービス
	的形・大塩	大的地域包括支援センター	(福) 播陽灘
飾磨	津田・英賀保	飾磨西地域包括支援センター	(福) 敬寿会
	妻鹿・高浜・飾磨	飾磨地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
広畑	大津・南大津・大津茂	大津地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
	広畑・広畑第二・八幡	広畑地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
網干	旭陽・勝原・余部	朝日地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
	網干・網干西	網干地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
北部	広峰・城北・水上・増位	増位・広嶺地域包括支援センター	姫路医療生活協同組合
	砥堀・豊富・山田・船津	北地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
香寺	香呂・中寺・香呂南	香寺地域包括支援センター	(福) 徳宗福祉会
夢前	置塩・古知・前之庄 ・蒔野・上菅・菅生	夢前地域包括支援センター	(福) 光寿福祉会
安富	安富南・安富北	安富地域包括支援センター	(福) きたはりま福祉会
家島	家島・坊勢	家島地域包括支援センター	(株) デコ・フォルテ

(2) 準基幹地域包括支援センターについて

① 準基幹地域包括支援センターの役割について

地域包括ケアシステムの構築のためには、地域の関係機関とのネットワークの強化を推進する必要がある。準基幹地域包括支援センターは、個々の地域包括支援センターの担当区域を越える広い視野で関係機関との連携強化の推進役になるとともに、地域包括支援センターの中心となって各事業に参画する。

② 準基幹地域包括支援センターの管轄圏域について

中央、南、西の各保健センターと、中央保健センター北分室に設置する4か所を準基幹地域包括支援センターと位置づけている。4か所の準基幹地域包括支援センターは、それぞれ管轄圏域を持ち、圏域内の地域包括支援センター間の連絡・調整を行う。

【表2】 準基幹地域包括支援センターの管轄圏域について

準基幹センター名	管轄小学校区	地域包括支援センター名
城乾・東光地域包括支援センター (中央保健センター内)	城西、白鷺、船場	白鷺・琴陵地域包括支援センター
	野里、城乾、東、城東	城乾・東光地域包括支援センター
	高岡、高岡西	高岡地域包括支援センター
	安室、安室東	安室地域包括支援センター
	曾左、峰相、林田、伊勢	書写・林田地域包括支援センター
	白鳥、青山、太市	大白書地域包括支援センター
	谷内、谷外、花田	花田・城山地域包括支援センター
御国野、四郷、別所	四郷・東地域包括支援センター	
飾磨地域包括支援センター (南保健センター内)	城陽、手柄、荒川	山陽地域包括支援センター
	八木、糸引、白浜	灘地域包括支援センター
	的形、大塩	大的地域包括支援センター
	津田、英賀保	飾磨西地域包括支援センター
	妻鹿、高浜、飾磨	飾磨地域包括支援センター
	家島、坊勢	家島地域包括支援センター
広畑地域包括支援センター (西保健センター内)	八幡、広畑、広畑二	広畑地域包括支援センター
	大津、南大津、大津茂	大津地域包括支援センター
	勝原、旭陽、余部	朝日地域包括支援センター
	網干、網干西	網干地域包括支援センター
北地域包括支援センター (中央保健センター北分室内)	水上、増位、広峰、城北	増位・広嶺地域包括支援センター
	砥堀、船津、山田、豊富	北地域包括支援センター
	香呂、中寺、香呂南	香寺地域包括支援センター
	置塩、古知、前之庄、勘野 上菅、菅生	夢前地域包括支援センター
	安富南、安富北	安富地域包括支援センター

2 地域包括支援センターの職員の確保について

地域包括支援センターの管轄圏域の高齢者人口に応じて配置している基本職員である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）に加え、認知症担当職員を配置している。

準基幹地域包括支援センターには、基本職員・認知症担当職員に加え、センターの管轄圏域を越える広い視野で、医療関係者や地域住民団体等の関係機関との連携強化の推進等を担当する地域担当職員を配置している。

【表3】 人員の配置状況

(令和3年8月現在)

	担当圏域	高齢者数（住民基本台帳）			保健師	社会福祉士	支援専門員 主任介護	担当 認知症	地域担当	指定介護 予防支援	合計
		地域包括 支援センター 名	令和3年 6月末 時点実績 (人)	令和3年度末 (令和4年3月末) 時点推計 (人)							
1	中部 第一	白鷺・琴陵	6,505	6,534	14,878	1	1	2	1	3 (3.0)	8 (8.0)
2		城乾・東光	8,356	8,344		1	2	2	1	2 (1.8)	10 (9.8)
3	中部 第二	山陽	9,049	9,158	20,956	2	2	1	1	3 (1.5)	9 (7.5)
4		高岡	5,554	5,568		1	1	1	1	2 (2.0)	6 (6.0)
5		安室	6,151	6,230		1	2	1	1	2 (2.0)	7 (7.0)
6	東部	花田・城山	4,593	4,600	10,847	1	1	1	1	2 (1.7)	6 (5.7)
7		四郷・東	6,200	6,247		1	1	1	1	2 (1.5)	6 (5.5)
8	西部	書写・林田	7,634	7,654	13,016	1	1	2	1	4 (4.0)	9 (9.0)
9		大白書	5,329	5,362		1	0	1	1	3 (2.9)	6 (5.9)
10	灘	灘	6,744	6,808	10,753	2	1	1	1	4 (3.6)	9 (8.6)
11		大的	3,951	3,945		1	1	0	1	0 (0.0)	3 (3.0)
12	飾磨	飾磨西	6,654	6,685	14,536	1	2	1	1	6 (4.7)	11 (9.7)
13		飾磨	7,790	7,851		1	2	1	1	2 (2.0)	9 (9.0)
14	広畑	大津	6,580	6,584	15,051	1	2	1	1	4 (3.4)	9 (8.4)
15		広畑	8,406	8,467		1	2	2	1	1 (2.0)	9 (9.0)
16	網干	朝日	7,277	7,330	12,043	1	1	2	1	5 (3.3)	10 (8.3)
17		網干	4,674	4,713		1	1	1	1	3 (2.8)	7 (6.8)
18	北部	増位・広嶺	9,712	9,822	16,265	2	1	2	1	3 (2.3)	9 (8.3)
19		北	6,413	6,443		1	2	1	1	2 (1.0)	8 (8.0)
20	香寺	香寺	6,235	6,295	6,295	1	1	2	1	3 (2.2)	8 (7.2)
21	夢前	夢前	6,219	6,291	6,291	0	1	2	1	1 (0.6)	5 (4.6)
22	安富	安富	1,606	1,619	1,619	1	1	0	1	1 (0.8)	4 (3.8)
23	家島	家島	1,908	1,922	1,922	1	1	0	1	2 (1.4)	5 (4.4)
		計	143,540	144,472	144,472	25	30	28	23	7 (50.5)	173 (163.5)

※1 指定介護予防支援従事者の（ ）内の数字は、常勤換算数

3 地域包括支援センターの運営状況の評価について

(1) 地域包括支援センターの实地指導について

地域包括支援センター運營業務の適正な運営並びに介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、介護保険法第23条ならびに姫路市地域包括支援センター運營業務委託契約書第4条に基づき、令和3年度は地域包括支援センター13か所において実施予定。

【表4】令和3年度の实地指導一覧

	名 称
1	大津地域包括支援センター
2	大的地域包括支援センター
3	四郷・東地域包括支援センター
4	灘地域包括支援センター
5	香寺地域包括支援センター
6	飾磨西地域包括支援センター
7	白鷺・琴陵地域包括支援センター
8	山陽地域包括支援センター
9	安室地域包括支援センター
10	花田・城山地域包括支援センター
11	安富地域包括支援センター
12	高岡地域包括支援センター
13	書写・林田地域包括支援センター

(2) 第三者評価について

令和3年度は、今年度の地域包括支援課による实地指導を実施しない地域包括支援センター10か所を対象として実施予定。姫路市地域包括支援センター運営方針を参考として、職員の理解説明や実際の取り組みについてヒアリング調査を行う予定。

評価結果は、地域包括支援課のホームページで公開するとともに、受審した地域包括支援センターへも結果を送付予定。

【表5】令和3年度第三者評価の実施予定一覧

	名 称
1	飾磨地域包括支援センター
2	大白書地域包括支援センター
3	城乾・東光地域包括支援センター
4	広畑地域包括支援センター
5	朝日地域包括支援センター
6	網干地域包括支援センター
7	増位・広陵地域包括支援センター
8	北地域包括支援センター
9	夢前地域包括支援センター
10	家島地域包括支援センター

4 指定介護予防支援のプランについて

以下に示す条件に該当する場合、外注プランとして委託することができる。

- ① 要支援認定を受けている期間及び要介護認定を受けている期間の相互間で、連続したサービス提供が望まれる場合（例：がん末期等身体状況の変化が急激に起こることが予想される疾患を有する利用者）
- ② 初めて認定申請を行い、認定結果が要支援となるか要介護となるか不明である間にサービスの暫定利用をする場合
- ③ 家族に要介護者がおり、介護サービスを利用している場合等、家族全体で一貫したマネジメントが必要と考えられる場合
- ④ 本市の要支援被保険者が遠隔地においてサービスを利用する場合
- ⑤ 要介護認定申請など当初から居宅介護支援事業所が関与している場合や、利用者が居宅介護支援事業所名を明示して、当該居宅介護支援事業所での介護予防支援を希望している場合
- ⑥ その他、保険者が認めたもの

【表 6】プラン状況

センター名	直営プラン作成件数		外注プラン委託作成件数		指定介護予防支援委託 契約事業所数	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
白鷺・琴陵	2,613	2,257	1,824	2,124	60	63
城乾・東光	2,099	2,367	4,040	3,916	84	94
山陽	1,958	1,865	4,387	4,511	85	98
高岡	2,671	2,543	1,124	1,519	44	50
安室	2,261	2,001	1,303	1,410	41	51
花田・城山	1,871	1,585	1,465	1,917	36	39
四郷・東	3,008	2,051	1,191	2,281	56	54
書写・林田	2,719	2,865	1,194	1,499	52	57
大白書	2,537	2,548	870	897	43	56
灘	3,273	3,210	1,730	1,922	39	47
大的	1,914	1,434	1,176	1,566	27	27
飾磨西	2,867	3,183	1,338	1,416	67	83
飾磨	1,991	2,025	3,084	3,517	61	68
大津	2,920	2,984	1,423	1,707	33	34
広畑	2,042	2,046	3,036	3,684	68	77
朝日	2,534	2,487	1,899	1,939	52	48
網干	1,936	1,931	1,258	1,573	34	40
増位・広嶺	2,715	2,870	2,780	2,966	85	122
北	1,981	1,629	1,792	2,238	66	68
香寺	1,424	1,612	1,874	1,866	33	37
夢前	1,076	968	2,160	2,656	35	42
安富	394	432	639	589	11	13
家島	1,238	1,329	487	578	8	13
合計	50,042	48,222	42,074	48,291	1,120	1,281

5 地域包括支援センターの公正・中立性の確保について

(1) 居宅介護支援事業所の紹介状況

①要支援認定から要介護者への移行時の居宅介護支援事業所の紹介状況

【表 7】居宅介護支援事業所の紹介比率 (令和 2 年度)

	直営プラン件数			居宅介護支援事業所紹介先		
	作成総数	要介護移行	自立移行	同一法人	その他法人	同一法人紹介率
白鷺・琴陵	2,257	27	9	7	17	29.2%
城乾・東光	2,367	21	0	5	15	25.0%
山陽	1,865	27	1	2	23	8.0%
高岡	2,543	35	10	6	29	17.1%
安室	2,001	32	0	6	24	20.0%
花田・城山	1,585	17	1	6	10	37.5%
四郷・東	2,051	26	9	1	21	4.2%
書写・林田	2,865	31	14	2	26	7.1%
大白書	2,548	28	3	3	25	10.7%
灘	3,210	28	3	7	18	28.0%
大的	1,434	16	3	0	14	0.0%
飾磨西	3,183	14	6	3	11	21.4%
飾磨	2,025	16	0	4	12	25.0%
大津	2,984	25	0	5	19	20.8%
広畑	2,046	21	0	4	16	20.0%
朝日	2,487	28	0	7	18	28.0%
網干	1,931	29	0	9	19	32.1%
増位・広嶺	2,870	36	1	10	24	29.4%
北	1,629	37	0	5	30	14.3%
香寺	1,612	18	8	7	9	43.8%
夢前	968	5	0	0	5	0.0%
安富	432	11	0	11	0	100.0%
家島	1,329	18	0	1	14	6.7%
合計	48,222	546	68	111	399	

※要介護移行件数のうち、在宅サービス利用に至らなかった件数を除き、紹介先に計上
同一法人紹介比率は、紹介先の「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

▶介護移行ケースの居宅紹介先について 30%超及び約 30%を占めているケース理由は以下の通り。

- ・介護予防支援を担当している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望される。
- ・同居家族を同一法人が担当している為、本人の希望による。
- ・同一法人が申請から関わっていた為、本人の希望による。
- ・市内どこでも担当できる居宅を居宅一覧から本人が選んだ。
- ・介護移行する可能性が高く、継続して担当できる居宅を本人が選んだ。
- ・利用しているサービス事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望される。
- ・一覧表から本人・家族が希望した。
- ・自宅から近い居宅介護支援事業所を希望した。
- ・複合問題を抱えており幅広い支援対応が可能な法人を希望した。

【表 8】 紹介した居宅介護支援事業所の選択理由

(令和 2 年度)

	選択理由	回答
1	サービス利用している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望	157
2	介護予防支援を担当している事業所（居宅介護支援事業所）と同一の居宅介護支援事業所を希望	22
3	以前利用（相談）していた居宅介護支援事業所を希望	23
4	他の家族が利用している（していた）居宅介護支援事業所を希望	22
5	自宅から近い居宅介護支援事業所を希望	61
6	主治医と連携のある居宅介護支援事業所を希望	27
7	支援困難ケースの対応に強い居宅介護支援事業所を希望	8
8	医療対応に強い居宅介護支援事業所を希望	9
9	本人・家族の知り合いなどが居宅介護支援事業所またはその同一法人内の事業所に勤務	17
10	知人等からの勧め	7
11	入院先の病院側と相談し決定	11
12	入居先（ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅等）の事業所と相談し決定	18
13	遠方の居宅介護支援事業所を希望	2
14	本人・家族が希望する事業所の特徴や方針に基づいて決定	126
	計	510

②事業対象者から要介護者への移行時の居宅介護支援事業所の紹介状況

【表 9】 居宅介護支援事業所の紹介比率 (令和 2 年度)

	直営プラン件数			居宅介護支援事業所紹介先		
	作成総数	要介護移行	作成総数	同一法人	その他法人	同一法人紹介率
白鷺琴陵	83	0	0	0	0	0.0%
城乾東光	19	0	0	0	0	0.0%
山陽	57	0	0	0	0	0.0%
高岡	0	0	0	0	0	0.0%
安室	59	0	0	0	0	0.0%
花田城山	12	0	0	0	0	0.0%
四郷東	19	0	0	0	0	0.0%
書写林田	140	0	0	0	0	0.0%
大白書	53	0	0	0	0	0.0%
灘	20	0	0	0	0	0.0%
大的	6	0	0	0	0	0.0%
飾磨西	290	3	2	0	3	0.0%
飾磨	30	0	0	0	0	0.0%
大津	387	0	0	0	0	0.0%
広畑	75	0	2	0	0	0.0%
朝日	143	1	0	0	1	0.0%
網干	52	1	0	1	0	100.0%
増位広嶺	118	0	0	0	0	0.0%
北	80	1	0	1	0	100.0%
香寺	0	0	0	0	0	0.0%
夢前	11	0	0	0	0	0.0%
安富	6	0	0	0	0	0.0%
家島	0	0	0	0	0	0.0%
合計	1,660	6	4	2	4	

【表 10】 紹介した居宅介護支援事業所の選択理由 (令和 2 年度)

	選択理由	回答
1	サービス利用している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望	4
2	介護予防支援を担当している事業所（居宅介護支援事業所）と同一の居宅介護支援事業所を希望	0
3	以前利用（相談）していた居宅介護支援事業所を希望	0
4	他の家族が利用している（していた）居宅介護支援事業所を希望	0
5	自宅から近い居宅介護支援事業所を希望	0
6	主治医と連携のある居宅介護支援事業所を希望	0
7	支援困難ケースの対応に強い居宅介護支援事業所を希望	0
8	医療対応に強い居宅介護支援事業所を希望	0
9	本人・家族の知り合いなどが居宅介護支援事業所またはその同一法人内の事業所に勤務	0
10	知人等からの勧め	0
11	入院先の病院側と相談し決定	0
12	入居先（ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅等）の事業所と相談し決定	0
13	遠方の居宅介護支援事業所を希望	0
14	本人・家族が希望する事業所の特徴や方針に基づいて決定	2
	計	6

(2) 新規にケアプランを作成した利用者に対して、介護サービス事業所の位置づけた状況について

①要支援認定者における新規ケアプラン作成時の介護サービス事業所の位置づけた状況

【表 1 1】介護サービス事業所の紹介比率

(令和 2 年度)

	総合事業訪問介護			総合事業通所介護			介護予防通所リハビリ			介護予防福祉用具貸与		
	同一法人	その他法人	同一法人紹介率	同一法人	その他法人	同一法人紹介率	同一法人	その他法人	同一法人紹介率	同一法人	その他法人	同一法人紹介率
白鷺琴陵	-	19	-	2	20	9.1%	5	4	55.6%	-	34	-
城乾東光	2	5	28.6%	0	7	0.0%	-	4	-	4	12	25.0%
山陽	3	6	33.3%	0	9	0.0%	-	3	-	0	9	0.0%
高岡	0	14	0.0%	-	30	-	1	2	33.3%	-	24	-
安室	2	12	14.3%	6	19	24.0%	-	2	-	0	21	0.0%
花田城山	-	7	-	1	6	14.3%	-	6	-	-	7	-
四郷東	-	13	-	0	15	0.0%	-	6	0.0%	0	15	0.0%
書写林田	-	13	-	21	26	44.7%	-	3	-	-	20	-
大白書	-	12	-	1	24	4.0%	-	3	-	-	24	-
灘	-	17	-	4	25	13.7%	-	5	-	3	26	13.4%
大的	-	2	-	-	1	-	4	3	57.1%	-	13	-
飾磨西	-	11	-	2	27	6.9%	-	10	-	-	28	-
飾磨	1	6	14.3%	0	19	0.0%	-	2	-	3	12	20.0%
大津	-	13	-	4	36	10.0%	-	8	-	-	22	-
広畑	1	3	25.0%	0	8	0.0%	-	3	-	2	5	28.6%
朝日	-	9	-	4	13	23.5%	-	8	-	-	20	-
網干	-	9	-	0	14	0.0%	-	3	-	-	18	-
増位広嶺	1	12	7.7%	0	40	0.0%	0	7	0.0%	4	22	15.4%
北	0	0	0.0%	1	5	16.7%	-	6	-	0	12	0.0%
香寺	-	9	-	1	6	14.3%	-	11	-	-	21	-
夢前	-	3	-	3	5	37.5%	-	0	-	-	6	-
安富	7	2	77.8%	6	3	66.7%	-	15	-	-	10	-
家島	1	1	50.0%	4	4	50.0%	-	1	-	0	11	0.0%

同一法人紹介比率は、「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

※「-」は同一法人内に該当サービス事業所がない場合をさす。

▶紹介比率 30%超及び約 30%を占めているケース理由は以下の通り。

- ・他サービスを担当している事業所と同一法人を希望した。
- ・一覧表から本人・家族が希望した。
- ・同居家族が利用している同一法人の事業所を希望した。
- ・地域で古くから事業をしている同一法人は、利用者に馴染みがあり、本人が希望する。
- ・利用者のニーズに合う事業所が自法人のみであった。
- ・早急にサービス提供が可能な事業所を紹介した結果、本人の選択によるもの。
- ・選択できる事業所数が少ない。

②事業対象者における新規ケアプラン作成時の介護サービス事業所の紹介状況

【表 1 2】介護サービス事業所の紹介比率

(令和 2 年度)

	総合事業訪問介護			総合事業通所介護			総合事業訪問生活援助		
	同一法人	その他法人	同一法人紹介率	同一法人	その他法人	同一法人紹介率	同一法人	その他法人	同一法人紹介率
白鷺琴陵	-	1	-	0	0	0.0%	-	0	-
城乾東光	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	1	0.0%
山陽	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	0	-
高岡	0	0	0.0%	-	0	-	-	0	-
安室	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
花田城山	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
四郷東	-	0	-	0	1	0.0%	-	0	-
書写林田	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
大白書	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
灘	-	0	-	0	1	0.0%	-	0	-
大的	-	0	-	-	0	-	-	0	-
飾磨西	-	1	-	2	4	33.3%	-	0	-
飾磨	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
大津	-	4	-	0	3	0.0%	-	0	-
広畑	0	1	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
朝日	-	0	-	3	1	75.0%	-	0	-
網干	-	0	-	0	2	0.0%	-	0	-
増位広嶺	0	0	0.0%	0	3	0.0%	0	0	0.0%
北	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
香寺	-	0	-	0	0	0.0%	0	0	0.0%
夢前	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
安富	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	0	-
家島	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%

同一法人紹介比率は、「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

※「-」は同一法人内に該当サービス事業所がない場合をさす

➤紹介比率 30%超及び約 30%を占めているケース理由は以下の通り。

- ・本人の希望によるもの。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策として見学できる事業所が限定されている。見学可能な事業所が同一法人のみで、本人が選択したもの。

6 地域包括支援センターの業務実績について

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者や要介護認定を申請した結果非該当となった高齢者、地域の通いの場で把握した支援が必要と思われる高齢者に対して状況を確認し、必要に応じて支援や介護予防活動へつないでいる。

【表 1 3】非該当者への介護予防ケアマネジメント

	非該当者への介護予防ケアマネジメント					
	非該当リスト人数	非該当者への対応（処遇）結果				未対応者
		基本チェックリスト実施なし	基本チェックリスト実施あり			
			総合事業対象者	総合事業非対象者	該当項目なし	
平成 30 年度	188	116	12	43	17	1
令和元年度	213	137	13	44	18	1
令和 2 年度	166	123	14	26	4	0

(2) 介護予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行われるような地域社会の構築を目指し、平成 24 年度より、いきいき百歳体操の普及啓発、立ち上げ・継続支援を実施している。

【表 1 4】いきいき百歳体操活動実績

	グループ数
平成 30 年度	451
令和元年度	465
令和 2 年度	473

(3) 総合相談支援・権利擁護

総合相談支援では、介護・福祉・保健・医療など、高齢者に関するさまざまな相談に対応し、地域における高齢者の実態把握や多様な社会資源のネットワーク化によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っている。

権利養護では、総合相談支援の中で、消費者被害や虐待の防止、虐待への対応等、高齢者の権利擁護を図っている。

ア 相談受付（電話・来所・訪問等）について

【表 1 5-1】総合相談支援・権利擁護実績

	相談受付件数（延べ件数）		内、高齢者虐待関係（実人数）		
	年間件数	月平均件数	年間件数	内、虐待有	月平均件数
平成 30 年度	30,334	2,528	97	19	8
令和元年度	31,590	2,633	147	12	12
令和 2 年度	32,649	2,721	161	21	13

【表 1 5-2】総合相談支援・権利擁護実績（相談内容別） ※重複計上あり

	介護予 防・介 護相談	医療・ 健康・ 生活相 談	介護保 険制度	総合 事業	その他 保健福 祉制度	インフォ マ ルサービス	権利擁 護関係	その他	ケア メント支 援	計
平成 30 年度	6,850	15,849	14,739	245	959	1,009	1,769	1,469	1,097	43,986
令和元年度	6,230	15,428	16,337	377	1,091	1,169	1,803	1,777	1,104	45,316
令和 2 年度	7,158	16,054	14,997	390	1,197	773	1,750	2,039	975	45,333

【表 1 5-3】総合相談支援・権利擁護実績（相談者別） ※重複計上あり

	本人 ・ 家族	市	警察 ・ 消防	地域 包括 支援 セン ター	居宅 介護 支援 事業 所	介護サ ー ビス 事業 所	医療 機 関	そ の 他 関 係 機 関	民生 委 員	地域 団 体 等	計
平成 30 年度	20,631	1,541	306	265	3,182	1,263	2,665	931	1,220	793	32,797
令和元年度	20,257	1,956	374	333	3,713	1,233	2,948	1,044	1,232	832	33,922
令和 2 年度	20,764	2,001	611	248	3,983	1,409	3,298	977	1,142	784	35,217

イ 高齢者実態把握について

【表 1 5-4】総合相談支援・権利擁護実績（高齢者実態把握数）

	民生委員等関係 機関より依頼分	訪問調査 件数	電話等調査 件数
平成 30 年度	1,081	796	1,358
令和元年度	731	631	1,357
令和 2 年度	1,095	471	1,517

ウ 事例検討回数について

【表 1 5-5】総合相談支援・権利擁護実績（事例検討件数）

	包括主催	その他	計
平成 30 年度	114	9	123
令和元年度	100	24	124
令和 2 年度	109	14	123

※ 支援困難ケースの今後の方針などについて、多職種多機関で話し合いをしたものを計上

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア ブロック別研修会について

地域の支援機関のネットワークを構築し、高齢者の住みやすい地域づくりを進めていくために、地域包括支援センターが中心となり、地域の居宅会議支援事業所の介護支援専門員とともに、日常生活圏域を単位に（一部、複数の圏域が合同）、介護支援専門員等、高齢者の生活を支援する専門職への研修会を開催する。また、地域の関係機関等と連携を構築するための研修会を開催している。

【表 1 6】ケアプラン研修会開催実績

	包括主催	その他
平成 30 年度	42	1,690
令和元年度	47	1,803
令和 2 年度	40	1,376

(5) 認知症地域支援

認知症等を含む高齢者等に関する地域支援体制の構築を目指して、平成27年度より姫路市独自の職種として認知症担当職員を位置づけた。

【主な業務内容】

認知症等を含む高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を目指した地域支援を行う。

- ・地域住民や関係者に対して認知症に関する理解を深める啓発を行う。
- ・認知症に関する社会資源等の情報収集及び提供を行うこと。
- ・地域住民主体で行う認知症サロン等の運営に係る支援を行うこと。
- ・認知症等高齢者の見守りを視野に入れた地域ネットワークの構築に務めること。
- ・専門職・地域住民に対して認知症対応力の向上を目指した啓発を行うこと。

【表 1 7】 認知症サロン設置累計

	認知症サロン数
平成30年度	269
令和元年度	272
令和2年度	98

(6) 指定介護予防支援業務

ア 介護予防支援サービス計画書等作成件数について

【表 1 8】 介護予防支援サービス計画書等作成件数

	地域包括支援センター (自前) プラン	居宅介護支援事業所 (外注) プラン	計
平成 30 年度	49, 498	35, 834	85, 332 (1 カ月 7, 111)
令和元年度	50, 042	42, 074	92, 116 (1 カ月 7, 676)
令和 2 年度	48, 222	48, 291	96, 513 (1 カ月 8, 042)

(7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 活動内容

地域包括支援センターが機能を十分に果たすためには、地域包括支援ネットワークの構築が不可欠であるため、地域包括支援ネットワークの構築を各職員に共通する目標として位置付け、次のように活動を義務付けている。

(ア) 定期的に情報交換を行うべき関係機関(期間は定めていないが、年1回は必要)

- ・行政機関 (各保健センター、福祉事務所、警察、消防署 等)
- ・民生委員等 (民生・児童委員、保護司 等)
- ・医療機関 (病院、診療所、歯科診療所 等)
- ・介護サービス等を提供する事業所 (居宅介護支援事業所、介護保険施設 等)
- ・職能団体等 (医師会、歯科医師会、看護協会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、介護支援専門員協会 等)
- ・地域住民の団体 (老人クラブ、自治会、NPO団体 等)
- ・その他の団体 (社会福祉協議会、消費者協会 等)

(イ) 特に重要な関係機関 (3～6ヶ月に1回は必ず訪問等行い、情報交換を行う。)

- ・校区代表の民生児童委員
- ・介護保険施設及び地域密着型特別養護老人ホーム
- ・地域密着型サービス事業所 (運営推進会議へ出席すること)

(ウ) キャラバンメイトの資格を取得し、地域包括支援センターが可能な限り地域で開催され

- る「認知症サポーター養成講座」の講師役を担うこと等により、認知症の高齢者やその家族の支援を図る取り組みを行うこと。
- (エ) あんしんサポーター養成研修及び地域包括支援センターに活動拠点登録されているあんしんサポーターの活動に協力・支援すること。

イ 活動について

【表 19 - 1】 関係機関との連携

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	行政機関	503	569	537
2	医療機関	650	605	557
3	居宅介護サービス事業所	692	632	586
4	介護保険施設等	205	186	239
5	その他関係機関（職能・専門機関等）	270	333	251
6	その他関係機関（以外）	500	544	556
7	民生委員	481	436	317
8	地域住民団体	694	500	628
	計	3,995	3,805	3,671

【表 19 - 2】 関係機関との個別対応件数

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	行政機関	2,777	2,793	2,883
2	医療機関	2,106	1,493	1,705
3	介護保険関係等	6,092	5,359	5,496
4	その他関係機関	830	756	681
5	民生委員	675	538	519
6	地域住民団体	285	262	221
	計	12,765	11,201	11,505

【表 19 - 3】 包括的・継続的ケアマネジメント支援

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	ケアプラン指導研修	115	124	107
2	その他（ケースへの同行訪問）	260	163	157
3	地域ケア会議等	123	91	123
4	その他（ケアマネとの事例検討他）	92	109	57
	計	590	487	444

※包括的・継続的ケアマネジメント支援の「地域ケア会議」はケアマネジャー支援を目的のひとつとしたケース検討会議

【表 19-4】地域活動（開催支援・依頼による活動）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	認知症サポーター養成講座	96	95	56
2	あんしんサポーター養成研修など	16	16	9
3	運営推進会議（地域密着型サービス事業所）	374	335	120
4	地域住民団体が主催する会議	128	136	48
5	地域住民団体が主催する教室・活動	952	362	140
6	ふれあい食事会・ふれあいサロン	561	422	140
7	公民館等活動（講座）	92	113	40
8	いきいき百歳体操 継続支援	2,971	3,126	2,124
9	いきいき百歳体操 交流会	45	32	6
10	認知症サロン運営支援	1,785	1,914	889
11	認知症サロン交流会	3	14	2
12	生活支援体制検討会議	164	135	50
13	その他	96	67	22
	計	7,283	6,767	3,646

【表 19-5】地域活動（地域包括支援センター主催の活動）

		平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
1	講演会・教室開催	526	354	94
2	相談会開催	101	93	45
3	介護者のつどい開催	62	54	35
4	あんしんサポーター交流会	18	8	4
5	その他（地域調整会議等）	215	463	10
	計	922	972	188

(8) 地域ケア会議の実施

ア 地域ケア個別会議の開催

(ア) 地域支えあい会議

高齢者の個別課題を解決する機能に加え、通いの場の継続参加と通いの場を起点にした生活支援のあり方を検討することを目的として地域包括支援センターが随時開催する。

【表 20-1】

年度	開催数（回）
平成 30 年度	123
令和元年度	124
令和 2 年度	136

(イ) ケアマネジメント力向上会議

主にケアマネジャーの生活機能に関する評価能力と高齢者の解決すべき課題と対応策を決定する能力の向上を目的として医師（認知症サポート医）、歯科医師など多職種による検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催する。

【表 20-2】

年度	開催数（回）
平成 30 年度	24
令和元年度	22
令和 2 年度	14

(ウ) 自立支援ケア検討会議

生活援助中心型の訪問介護の回数が基準より多い事例の検証と地域包括支援センターが作成するケアプランの質の向上を目的として、リハビリテーション専門職と主任ケアマネジャーによる検討会議を基幹型地域包括支援センターが開催する。

【表 20-3】

年度	開催数 (回)
平成 30 年度	-
令和元年度	17
令和 2 年度	21

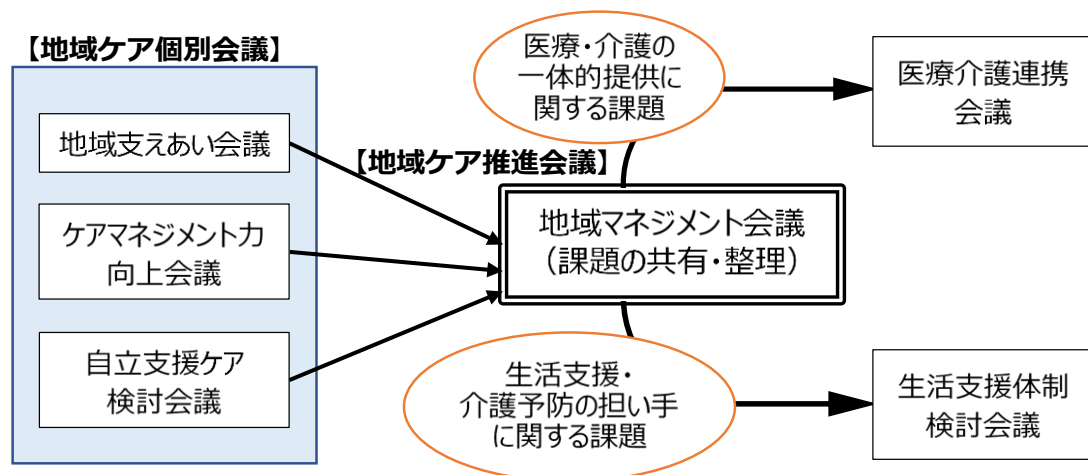
イ 地域ケア推進会議（地域マネジメント会議）の開催

地域ケア個別会議等から明らかになった地域の課題を「医療介護の一体的提供に関するもの」と「生活支援等に関するもの」に整理・分類し、課題解決を目的とした会議体につながるための検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催する。

【表 20-4】

年度	開催数 (回)
平成 30 年度	4
令和元年度	4
令和 2 年度	4

地域ケア会議とその他会議の課題の流れ



【医療・介護の一体的提供の関する課題への取組結果】

各専門職の役割の相互理解と情報共有の推進について

- ・リハ職と介護支援専門員の情報共有練習会を、在宅医療介護・連携支援センターの研修事業として継続実施することが決定
- ・介護支援専門員が主治医連絡するための書式の作成
- ・在宅医療介護・連携支援センターが研修情報を集約し配信することで、全市的に情報の共有化が進んでいる

【生活支援・介護予防の担い手に関する課題への取組結果】

- ・多様な通いの場拡大・充実に向けた取組を、各地域包括支援センターで継続

【その他 医療・介護資源の質の向上について】

- ・介護支援専門員の質の向上の機会であるブロック研修の内容を、地域課題に合わせることにした
- ・あんしんサポーターの要件の見直しについて、地域包括支援課で検討を開始

(9) 準基幹地域包括支援センター実績

【表 2 1】 地域連携担当職員業務実績

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 関係機関とのネットワークの強化に関する事	ケアマネジメント力向上会議に関する事	193	181	125
	管轄圏域内の研修会・交流会・連絡会等の情報交換	99	121	70
2 地域支えあい会議に関する事	保健センター・地域包括支援センターとの連絡会等の情報交換	28	21	17
	その他の連絡会等の情報交換	7	2	3
3 認知症の人の支援に関する事	保健センター・地域包括支援センターとの連絡会等の情報交換	30	14	22
	その他の連絡会等の情報交換	24	11	5
4 生活支援体制検討会議に関する事	保健センター・地域包括支援センターとの連絡会等の情報交換	170	102	65
	その他の連絡会等の情報交換	255	187	90
5 管轄内地域包括支援センター連絡会に関する事		21	11	17
6 職員の質の向上に関する事		30	25	16

1 地域密着型サービス事業所の整備状況について

(1) 新たに開設した事業所について

○ 認知症対応型共同生活介護事業所

・網干圏域

開設予定日 令和3年6月1日
 施設名称 グループホームつくし朝日
 実施主体 株式会社ウェテルナ
 所在地 姫路市網干区和久107番地5

(2) 今後開設予定の事業所について

○ 認知症対応型共同生活介護事業所

・飾磨圏域

開設予定日 令和4年3月1日
 施設名称 (仮称) グループホームなごみ
 実施主体 株式会社ライブシーク
 所在地 姫路市飾磨区今在家二丁目27番地

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

・夢前圏域

開設予定日 令和4年4月1日
 施設名称 (仮称) 看護小規模多機能夢前ひまわりホーム
 実施主体 社会福祉法人よい子の広場福祉会
 所在地 姫路市夢前町置本439番地1

(参考)

●現在の地域密着型サービス事業所数

	令和3年8月1日現在	令和3年2月1日現在
地域密着型介護老人福祉施設	15	15
認知症対応型共同生活介護事業所	36	35
認知症対応型通所介護事業所	3	3
小規模多機能型居宅介護事業所	21	21
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5	5
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	8	8
地域密着型通所介護事業所	110	106

※休止中の事業所も含む

地域包括支援センターの職員が要介護認定調査を受託することについて

地域包括支援センターがケアプランを作成している調査対象者（一部外部委託分を除く）に限り、受託することを可としたい。

基本職員、認知症担当職員、地域担当職員については、地域包括支援センター業務に専念してもらいたいため、委託契約書の仕様書により地域包括支援センターの業務への常勤専従を求めている。

しかし、姫路市が承認した場合にそれ以外の業務を行うことができるとしており、現在下記の業務については、地域包括支援センターの役割と密接に関連し、地域包括支援センターにおいて行われることが望ましいと認められる業務として認めている。

- ア 地域包括支援センターの担当区域の住民に対して介護予防に関する普及啓発を行う業務
- イ 認知症サポーターを養成する業務
- ウ 介護支援ボランティア事業に関する業務
- エ 生活支援体制整備事業に関する業務
- オ 姫路市以外の市区町村の被保険者に対し介護保険法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援を行う業務
- カ その他地域包括支援センターの役割と密接に関連し、センターにおいて行われることが望ましいと認められる業務

要介護認定調査について

- ・地域包括支援センターがケアプランを作成している調査対象者に限れば、負担が過大になることはない。
- ・認定調査の事務を行うことで、認定項目による利用者の状況を把握することができ、その人のケアプラン策定にも有用である。
- ・要介護認定調査の業務を受託については、運営法人として判断するものであり、受託を義務付けるものではない。

以上から、認定調査業務を受託したとしても、地域包括支援センター業務への影響は少なく、ケアプラン策定においては、質の向上につながるものでもあるので、仕様書の専従の例外として従事できる業務として「要介護認定調査業務（調査対象者のケアプランを作成している場合に限る）」を追加したい。

ただし、今年度において認定調査業務を受託したい旨、地域包括支援センターより申出があった場合は、上記「カ その他地域包括支援センターの役割と密接に関連し、センターにおいて行われることが望ましいと認められる業務」として承認したい。